

3 交差点の出会い頭事故を防ぐために～「田園型事故」の防止～

本市で多く発生している交通事故は、交差点の出会い頭事故です。その中でも「田園地帯などの見通しの良い交差点における、出会い頭の交通事故」が起きています。いわゆる「田園型事故」が発生するメカニズムと事故防止のポイントを見ていきましょう。



■田園型事故の原因は？

「田園型事故」の主な原因は、次の3点であるといえます。

①コリジョンコース現象

コリジョンコース現象とは、ドライバーが相手の車が近づいていたことに気づかない、あるいは止まって見える現象のことをいいます。「田園型事故」の当事者は、「お互いの車両を見ることができたにも関わらず、衝突まで発見できなかった」と言います。交差点に同じ速度で進行している2台の車は、見える角度が変わらないため、あたかもお互いに「動いていない」ように見えてしまいます。

👉事故防止のポイント

見通しの良い道路では、意識して顔を左右に向け、周辺に注意を向けましょう。

②車両の死角

自動車には、ルーフ(天板)を支えるピラー(柱)があります。同じ速度で交差点に進行する場合、相手の車がピラーの死角に入り込んでしまうことがあります。

👉事故防止のポイント

少し頭を前後に動かして、ピラーの死角に入り込んでいる車両を発見しましょう。

③錯覚による思い込み

交差する道路の幅が狭く見えるため、自分が通っている道路が優先だと思い込んでしまうことがあります。

どちらが優先かわからない場合、お互い譲り合って交差点に進入するようにしましょう。

👉事故防止のポイント

十分に減速して、路面表示や周囲の状況、相手車両の動きをよく確認しましょう。



特集 交通安全

交通ルールを再確認して命を守ろう

【問い合わせ】
新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)



令和2年中の本市における交通事故負傷者数は180人です。市民の交通安全意識が高まっていることもあり、令和元年と比べて負傷者数は28人減少しています。

交通事故を防ぐには、一人一人が安全への意識

をもって交通ルールを守り、事故に遭わない、起こさないための行動をとることが重要です。自動車、自転車、歩行者がそれぞれ守るべき基本的な交通ルールとマナーを確認しましょう。

1 交通事故に遭わない、起こさないために

■自動車安全運転五則

- ①安全速度を必ず守る
- ②カーブの手前でスピードを落とす
- ③交差点では必ず安全を確認する
- ④一時停止で横断者の安全を守る
- ⑤飲酒運転は絶対にしない



■自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄り
- ④安全ルールを守る(▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▶夜間はライトを点灯▶交差点での信号順



- 守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用



■歩行者が守るべきこと

- ①必ず歩道を通行する
- ②歩道のないところは道路の右側を歩く
- ③道路を横断する場合は横断歩道を利用し、渡る時は手を挙げ、ドライバーに合図を送る
- ④道路へは飛び出さず、一度止まって確認する
- ⑤夕方や夜間外出時は反射材を身に着ける
- ⑥歩きスマホをしない



運転免許の自主返納制度

本市では運転免許証自主返納促進事業を行っており、免許を返納された満65歳以上の人を対象にバスやタクシーの運賃に利用できる1万円分の助成券を交付しています。

花巻警察署管内で令和2年中に高齢者が事故の当事者となった割合は、45.3%と高い割合となっています。運転に不安を感じたり、自信がなくなったりした人は、運転免許の返納を考えてみてはいかがでしょうか。



体験型の交通安全教室

本市では、俊敏性などが計測できる測定器や飲酒時と同様の感覚が体験できるゴーグルを活用した体験型の交通安全教室を開催しています。



▲交通安全教室で測定器を体験している様子

交通安全教室で使用する交通安全物品が寄贈されました

岩手標識株式会社から、本市交通安全対策協議会に対して交通安全物品が寄贈されました。寄贈式は9月21日に市役所で行われ、同社の小山内代表取締役より、同協議会会長の上田市長に対して、体験型体力測定機器「クイックステップ」と道路案内標識タオル10本が贈呈されました。

小山内代表取締役は「こういった活動を通じて啓蒙していきたい。交通安全についての一助とさせてほしい」と願っていました。



▲寄贈いただいた体験型体力測定機器「クイックステップ」は、市内で開催する交通安全教室などで活用します

2 飲酒運転はやめましょう

今年の市内における飲酒運転検挙状況は、7月末時点で12件となっています。令和2年中は24件でした。

飲酒運転は、事故に結びつく危険性を高める重大な犯罪です。少しのアルコールでも運転への影響は大きく、事故当事者の人生にも多大な影響を与えます。飲酒運転は絶対にやめましょう。

■運転者に対する罰則

- 酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金、違反点数35点
- 酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以

下の罰金、違反点数(呼気1%中のアルコール濃度が0.25%以上の場合)25点・(呼気1%中のアルコール濃度が0.15%以上0.25%未満の場合)13点

■飲酒運転4(し)ない運動

- ①運転するなら酒を飲まない
- ②運転する人に酒を提供しない
- ③酒を飲んだ人に車を提供しない
- ④酒を飲んだ人の車に同乗しない

